

九州大学学生寄宿舍管理細則

平成16年度九大細則第50号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 2年 3月31日
(令和元年度九大細則第18号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学学生寄宿舍規則（平成16年度九大規則第97号。以下「規則」という。）第4条及び第15条の規定に基づき学生寄宿舍の管理運営上の細目を定めるものとする。

(入居資格者)

第2条 学生寄宿舍に入居することのできる者（以下「入居資格者」という。）の範囲は、次の表のとおりとする。

寄宿舍の名称	入居資格者の範囲
井尻寮	男子学生
ドミトリー1	学生及びリーダー（学生寄宿舍生活全般についての相談を受け、及びアドバイスをを行う学生をいう。以下同じ。）
ドミトリー2（外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。以下同じ。）	
ドミトリー3（九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）別表第1に規定する拠点の宿泊に供する施設として区分する居室を除く。以下同じ。）	
伊都協奏館（外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。以下同じ。）	

(入居時期)

第3条 入居時期は、原則として学年の始めとする。

(入居申請期日)

第4条 規則第5条に規定する入居申請書の提出期日は、管理運営責任者が指定する。

(入居選考等)

第5条 学生寄宿舎の入居者の選考は、書面審査により行う。

2 管理運営責任者は、規則第6条第2項の寮の役員の意見を徴するに当たっては、寮の役員に入居希望者の面接を行わせることができる。

(入居誓約)

第6条 入居を許可された者(以下「入居者」という。)は、入居誓約書を提出しなければならない。

(入居期限)

第7条 井尻寮の入居者及びリーダーは、所属する学部における修業年限(学府の学生にあっては所属する学府における標準修業年限。以下この条において同じ)を超えて入居することができない。

2 ドミトリー1、ドミトリー2、ドミトリー3及び伊都協奏館の入居者(リーダーを除く。)は、次に掲げる時期のうちいずれか早い時期を超えて入居することができない。ただし、管理運営責任者が特別な事情があると認めた場合は、最大1年まで延長することができる。

(1) 許可された入居日から1年を経過する日

(2) 所属する学部における修業年限

(寄宿料等及び光熱水料等)

第8条 寄宿料等及び光熱水料等は、外泊、旅行、帰省等のため不在であってもこれを免除しない。

(寮の自治に関する規則)

第9条 規則第13条に規定する寮の自治に関する規則に規定しなければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 寮生活の自治方針

(2) 役員その他自治組織に関すること。

(3) 会計に関すること。

(4) 寮内の秩序及び風紀の維持に関すること。

(5) 保健衛生に関すること。

(6) 防火防犯に関すること。

(7) 寮の自治に関する規則の改正に関すること。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大細則第10号)

この細則は、平成18年7月13日から施行する。

附 則(平成18年度九大細則第11号)

この細則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大細則第16号)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年6月30日までの間、この細則による改正後の九州大学寄宿舎管理細則第2条の表ドミトリー2の項中、「学部の新入学生(転入学及び編入学を許可された者を除く。)」とあるのは、「学部の新入学生(転入学及び編入学を許可された者を除く。)及び田島寮の廃止に伴い同寮を退居した者」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年度九大細則第4号)

この細則は、平成21年7月17日から施行する。

附 則(平成21年度九大細則第21号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大細則第20号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大細則第7号)

1 この細則は、平成26年10月1日から施行する。

2 この細則による改正後の九州大学学生寄宿舍管理細則第7条第2項の規定については、平成26年10月1日以降にドミトリーに入居を許可される者から適用し、平成26年9月30日にドミトリーに現に入居し、同年10月1日以降も引き続き入居する者の入居期限については、所属する学部の修業年限の範囲内で、管理運営責任者が別に定める。

附 則（平成26年度九大細則第27号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大細則第21号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大細則第18号）

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に博士課程教育リーディングプログラムの学生として在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。